



**令和6年度 地域密着型サービス指定事業者
公募要領
看護小規模多機能型居宅介護
【令和7年度 整備分】**

令和6年5月

福 津 市

～目 次～

1. 公募の概要	2
2. 施設整備等に係る補助	5
3. 福津市地域密着型サービスの整備状況	6
4. 今後のスケジュール(予定)	9
5. 留意事項	10
6. 問い合わせ及び書類の提出先	20
参考1 (事業所整備の評価基準<審査の着眼点>)	21
参考2 (人員基準・設備基準・運営基準)	24

1. 公募の概要

1-1. 公募の趣旨

第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画における看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備については、公正かつ円滑な整備の促進を図り、地域に密着した事業所運営を行っていく必要があるため、事業者を公募により選定します。

1-2. 公募する地域密着型サービス

第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画に基づき、福津市内において、次のサービスを提供する事業者を公募します。

種類	整備数	登録定員数	対象圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所	29 人以内	福津市内全域

※登録定員及び利用定員等の関係(基準第174条関係)

通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人まで。登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員まで。

登録定員	利用定員
26 人または 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

宿泊サービス 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人まで

1-3. 応募資格

1. 既存の法人、または病床を有する診療所を開設している者。ただし、法人種別は問わない。
2. 法人等に国税、都道府県民税、市町村税の滞納がないこと。
法人等の代表者に市町村民税等の滞納がないこと。
3. 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
4. 法人の社会福祉施設等の事業運営にあたり、過去 5 年間に、福津市内外を問わず、介護保険法・老人福祉法・社会福祉法上の改善勧告・行政処分等を受けていないこと。

5. 法人が運営する社会福祉施設等の直近の法人監査・施設監査・実地指導等において、指摘を受けている場合は、指摘事項について改善報告書が提出されており、改善の状況が確認できること。

1-4. 整備年度

令和7年度。原則として、令和8年3月末までに開設すること。

1-5. 応募の受付

応募書類を期限までに提出してください。

提出期限：令和6年12月26日（木） 16時まで（期限厳守）

提出場所：市高齢者サービス課

- ※ 必ず法人担当者が窓口を持参してください。
- ※ 郵送での受付は行いません。
- ※ 受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず受理できません。

1-6. 提出書類及び提出部数

提出書類 「提出書類一覧表（チェック表）」（別冊様式集）のとおり

提出部数 正本1部、副本（写し）5部

※副本は、正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明不要）

※5. 留意事項 5-9「提出書類の体裁」（18ページ）を参照

【留意事項】

「令和6年度 地域密着型サービス指定事業者公募要領」及び別冊「様式集」の『提出書類一覧表（チェック表）』のとおり提出してください。

1-7. 事業予定者の選定方法と結果通知

(1) 事業予定者の選定方法

- ① 市高齢者サービス課による書類審査及びヒアリングを行います。
- ② 福津市地域密着型サービス指定事業者選考委員会において選定(※)を行います。

【※ 指定事業者選考委員会における選定】

福津市地域密着型サービス指定事業者選考委員会において、15分程度で施設整備や運営等のプレゼンテーションをしていただき、選考委員会委員によるヒアリングを行います。

プレゼンテーションは、パワーポイントを使用する方法、もしくは資料のみによる方法、どちらでも構いません。

(プロジェクター等の機器類は、原則として応募事業者によりご準備いただきますが、市の機器の使用を希望される場合は、書類提出時に申出ください)

(2) 審査基準

審査は、1次審査(書面)と2次審査(面接)により行います。2次審査は、福津市地域密着型サービス指定事業者選考委員会に対して、施設整備や運営等について、プレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングを実施します。

審査は評価表による採点方式となります。評価表の評価基準は、公募要領の「別紙」に『事業所整備評価基準(審査の着眼点)』がありますので、ご確認ください。

選考委員会開催日時が決まりましたら、開催通知を送付いたします。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、指定候補事業者は市のホームページで公表します。

その他情報の取り扱いについては、福津市情報公開条例(平成17年福津市条例第9号)に基づき、市が客観的に判断し決定します。

2. 施設整備等に係る補助

施設整備等については、福岡県地域密着型施設等整備補助金を原資とした、福津市地域密着型施設等整備補助金による助成を予定しています。ただし、市の当該補助金は、福岡県の補助金を原資としているため、県の事業採択を得られない場合は補助することはできません。また、福岡県の補助金の額の変更、福津市の令和7年度予算の如何によっては、変更となる場合があります。このため、補助金の活用がなくとも、事業を行えるだけの資金計画を検討してください。

【 配分基礎単価 】

■地域密着型サービス等整備助成事業

配分基礎単価 29,280千円（新築の場合）

配分基礎単価 8,500千円（空き家活用の場合）

【留意事項】 整備助成に係る対象経費

地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費、または工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費、または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費、または工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

■介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

配分基礎単価 731千円 × 宿泊定員数（最大9名。事業者の設定による）

【留意事項】 施設開設準備に係る対象経費

特別養護老人ホーム等の新規開設、または増床に伴う円滑な開設に必要な開設前の6か月間に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料とする。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除く。

■交付申請の手続き

補助金の交付を受けようとする事業者は、本公募により指定候補事業者に決定後、補助金の交付申請に係る手続きが必要となります。補助金に関する手続きは、令和7年4月以降になります。

■施設整備等の着手

補助金の交付を受けようとする事業者は、令和7年度に補助金に係る申請手続きを行い、市補助金の交付決定を受けた後に、入札等を行い整備に着手してください。

※補助金の交付決定を受ける前に、施設整備等に着手した場合は、事業の採択を受けた場合であっても補助金の交付ができなくなります。

3. 福津市地域密着型サービスの整備状況

令和6年3月31日時点の福津市地域密着型サービスの状況は、次のとおりです。

■地域密着型（訪問・通所系）サービスの定員数等

サービス名	日常生活圏域	2023年度(令和5年度)末		2024～2026年度 整備数予定数	2026年度末 整備目標量
		事業所数(か所)	定員数(人)		
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	津屋崎中学校区	1		0	1か所
夜間対応型訪問介護	福間中学校区	0	0	0	0
	福間東中学校区	0	0	0	0
	津屋崎中学校区	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	福間中学校区	0	0	0	0
	福間東中学校区	0	0	0	0
	津屋崎中学校区	1	12人	0	12人分
小規模多機能型居宅介護	福間中学校区	1	29人	0	29人分
	福間東中学校区	0	0	0	0
	津屋崎中学校区	1	26人	0	26人分
看護小規模多機能型居宅介護	福間中学校区	0	0	1か所 (整備地域未定)	29人分
	福間東中学校区	0	0		
	津屋崎中学校区	0	0		

■地域密着型（居住・入所系）サービスの定員数等

サービス名	日常生活圏域	2023年度(令和5年度)末		2024～2026年度 整備予定数	2026年度末 目標定員数
		施設数(か所)	定員数		
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	福間中学校区	1	18人	0	18人
	福間東中学校区	2	27人	0	27人
	津屋崎中学校区	2	36人	0	36人
地域密着型特定施設入居者 生活介護	福間中学校区	0	0	0	0
	福間東中学校区	0	0	0	0
	津屋崎中学校区	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護 (小規模特養)	福間中学校区	0	0	0	0
	福間東中学校区	1	29床	0	29床
	津屋崎中学校区	0	0	0	0

■地域密着型通所介護の開設状況

サービス名	日常生活圏域	2023年度(令和5年度)末			
		事業所数	事業所名	所在地	定員数(人)
地域密着型 通所介護	福間中学校区	5	デイサービスあしたば	福間南4-15-23	14人
	福間中学校区		ハッピーデイサービス ゆーあい	中央6-11-12	18人
	福間中学校区		デイサービスちからいっぱい日蔭野	福間駅東2-9-5	16人
	福間中学校区		リハビリセンターSumika	花見が丘2-12-32	18人
	福間中学校区		Let'sリハ福津	花見が丘2-18-35	10人
	福間東中学校区	1	デイサービスちからいっぱい若木台	若木台4-15-3	18人

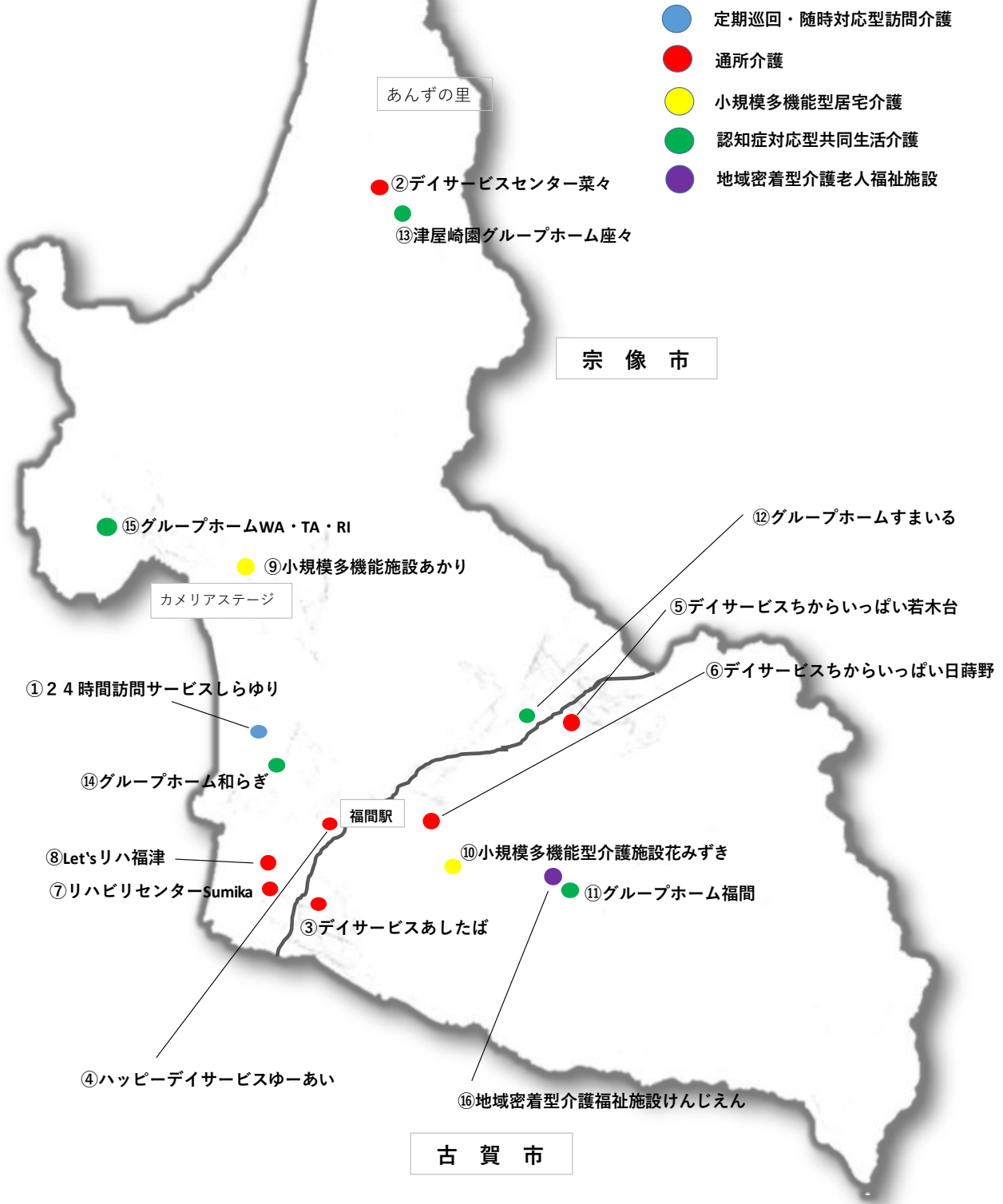
■地域密着型サービスのサービス種別・概要・事業所名(次ページ地図に事業所位置記載)

令和6年3月時点

サービス種類	サービス概要	対象者	事業所名	地図 対象番号	
訪問・ 通所系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は連携しながら提供される	要介護1以上	24時間訪問サービスしらゆり	①
	夜間対応型訪問介護	18時からの翌朝8時までの時間帯において、定期的な巡回と通報による随時対応を組み合わせて提供される訪問介護	要介護1以上		
	認知症対応型通所介護	認知症の人ができるだけ在宅で生活ができるように、認知症の特性に配慮して食事や入浴など必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス	要支援1以上	デイサービスセンター葉々	②
	地域密着型通所介護 (デイサービス)	18人以下の小規模な通所介護事業所は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、平成28年4月から地域密着型通所介護となった。入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス	要介護1以上	デイサービスあしたば	③
				ハッピーデイサービス ゆーあい	④
				デイサービスちからいっぱい若木台	⑤
				デイサービスちからいっぱい日蔭野	⑥
				リハビリセンターSumika	⑦
				Let'sリハ福津	⑧
	小規模多機能型居宅介護	在宅で生活をする人を対象に、通いを中心としながら、その人の様態や希望に応じて、訪問や泊りを組み合わせて利用する多機能なサービス	要支援1以上	小規模多機能施設あかり	⑨
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能居宅介護と訪問看護を組み合わせ、多機能なサービスに加え医療面でのケアが受けられる	要介護1以上	小規模多機能型介護施設 花みずき	⑩	
居住・ 入所系	認知症の人が共同で生活する住居で、家庭的な環境のもと日常生活上の支援や介護、機能訓練などを受ける	認知症の人が共同で生活する住居で、家庭的な環境のもと日常生活上の支援や介護、機能訓練などを受ける	グループホーム福間	⑪	
			グループホームすまいる	⑫	
			津屋崎園グループホーム座々	⑬	
			グループホーム和らぎ	⑭	
			グループホームWA・TA・RI	⑮	
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模ケアハウス)	ケアハウスに入居して、日常生活上の支援や介護、機能訓練などを受ける	要介護1以上			
地域密着型介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護、機能訓練などを受ける	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の支援や介護、機能訓練などを受ける	地域密着型介護老人福祉施設 けんじえん	⑯	

※次ページのマップは、事業所の所在地を示しています。

福津市地域密着型サービス事業所所在地マップ



4. 今後のスケジュール（予定）

今後の整備スケジュールについては、以下のとおりです。
ただし、現段階での予定のため、変更になることがあります。

公募の実施

- 市ホームページ掲載（令和 6 年 5 月上旬）
- 公募説明会（令和 6 年 5 月下旬予定）
- 質問受付（市ホームページ掲載～）
- 応募受付（令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 12 月 26 日）

事業者選定審査等

- **1次審査** 市高齢者サービス課による書類審査

事業者の決定（令和 7 年 2 月上旬～中旬） 予定

- **2次審査** 福津市地域密着型サービス指定事業者選考委員会でのプレゼンテーション及びヒアリング
- 当該委員会において選定を受け、市長により指定候補事業者の決定

補助金申請・工事着工

- 市地域密着型施設等整備補助金申請受付
- 補助金交付決定（令和 7 年 4 月上旬以降：県の補助金内示後、市補助金の交付決定）
- 工事着工（補助金を活用する場合は、**補助金交付決定後、原則入札を行うこと**）

工事完了

- 市職員による工事完了検査
（完了が確認された場合、補助金の請求を受け、交付）

介護保険法に基づく指定申請（令和 8 年 1 月末まで）

- 市高齢者サービス課による人員面・設備面・運営面を书面審査・現地確認
- 介護保険運営協議会において、現地視察等も含め事業所指定について意見聴取を行う
- 指定に支障がないと認められた場合に地域密着型サービス事業所として指定

事業所開設（令和 8 年 3 月まで）

5. 留意事項

5-1 運営における条件等

- ① 運営基準や人員基準等、示されている基準は、必要な最低限度の基準を定めたものとされています。基準を充足することで足りるとすることなく、常にその事業の運営の向上に努めてください。
 - ア) 人員基準を満たしていても、職員の休暇取得や夜勤体制、地域密着型サービスとしての取り組みを行うにあたって、運営に影響を及ぼすような職員配置とならないようにしてください。
 - イ) 各スペースの間取りを決める際には、利用者の動線と安全性に配慮しながら、職員が見守りや介助を行うことに不安がないよう工夫してください。
 - ウ) 宿泊室は個室であることが望ましいですが、民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えありません。プライバシーが確保されているとは、例えばパーティションや家具等により、利用者同士の視線の遮断が確保されるような物が必要になります。壁やふすまのような建具まで要するということではありませんが、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められません。個室でない場合においても、指定基準上必要な面積以上を確保することが必要です。
 - エ) 居間及び食堂については、同一の場所とすることができるとされていますが、その場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましく、その広さについても利用者や職員が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。
- ② 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましいとされています。できる限り市内医療機関と連携を行ってください。
- ③ 駐車場は、事業所の運営に必要な台数分を確保してください。
- ④ 市及び市内の他の事業者との連携を図りながら、地域に根差した事業所として運営することができるよう地域住民の安心できる地域づくりに貢献してください。

5-2 資金計画について

事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解していただくとともに、施設整備補助金は、福岡県の補助金を原資とするため、交付の有無は未確定であるため、必ずしも交付されるものではないことを踏まえた上で、自己資金のみでも整備できるよう十分に余裕をもった資金計画を検討してください。

① 運転資金について

事業所の運営収入が確保されるまでの運営資金として、年間事業費の12分の3に相当する額を確保できることが必要です。

【留意事項】

- 年間事業費とは「資金収支(見込み)計算書」の支出額を算定基礎としてください。
- 年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えありませんが、12分の3は最低基準であり、開設前からの職員採用等も想定して、実際に必要な運転資金が確保されていることが必要です。

② 資金収支計画について

資金収支計画については、事業開始から3年間の計画を立ててください。

同時に整備する併設の指定居宅サービス事業がある場合は、すべての事業について、それぞれ3年間の資金収支計画を立ててください。なお、この場合、併設する居宅サービス事業等は、今回建設等補助の対象とならないため、自己資金で整備・実施することになります。収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みを立てて、利用者確保の見込み(稼働率)や職員の採用計画等に基づいて算定してください。

5-3 土地・建物について

建設予定地等については、用地の確保状況、関係法令上建設に支障がないこと及び地域住民等の同意を得ていることを十分に確認した上で、特に次の点に留意してください。

① 建設予定地等の確保が確実であること

事業予定地については、安定した運営の観点から自己所有が望ましく、所有または取得が確実に見込まれることが必要です。事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は、事業の存続に必要な相当長期間の賃貸借契約を締結してください。建設用地等に抵当権等、事業存続の支障となり得るような権利の設定がないか十分に確認してください。権利の設定があった場合は、その権利の抹消が確実であること等を十分に確認してください。

ア) 土地・建物を購入により取得する場合

応募の段階では、所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できれば問題はありませんが、その場合、例えば、公募で選定されなかった場合には契約等が無効であることを明記した条件付契約書等を添付してください。

イ) 土地・建物を賃借する場合

応募の段階では、賃借が開始されていないとしても、賃借が確実であることが確認できれば問題はありませんが、その場合、例えば、公募で選定されなかった場合には契約等が無効であることを明記した条件付契約書等を添付してください。

補助金の活用を希望する場合の留意点

土地・建物を賃借する場合で、補助金の活用を希望する場合は、**地上権または賃借権の設定をすることが必要**です。また、施設整備にあたり補助金を活用する場合には、建物の構造や用途により、**処分制限期間**があることに留意してください。

処分制限期間内(建物の構造や用途により処分制限期間が定められています)に事業の廃止等を行う場合は、年数等に応じた補助金の返還が生じます。事業を廃止しなくとも、補助金で整備した建物を改築する、使用しなくなる等の場合も含めて、補助金の返還が生じるようになりますので、十分に検討してください。

※災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて介護施設等を新規整備する事業は、補助の対象としません。ただし、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等や、その他条件を満たす場合は補助の対象となることもあります。市の要綱を十分確認しておいてください。

② 施設等の建設予定地が土砂災害関係法による指定や農地法等による規制を受けている場合には、建設が確実に行われる見通しがあること。

③ 施設等の建設予定地の隣接地(※)の地権者、地域住民及び水利権者から施設等の建設について同意を得ていること。

ア)隣接地は、建設予定地の境界から15m以内の範囲にある土地とする。

イ)建設予定地の所有者と建設予定地に接する土地(今後分筆する場合を含む。)の所有者が同一の者である場合には、建設予定地の境界から15m以内の範囲にある同一所有者の土地を建設予定地と一体のものとして捉えて、建設予定地の隣接地を判断すること。

※ 隣接地…13ページ「隣接地権者、地域住民等について」を参照

【留意事項】

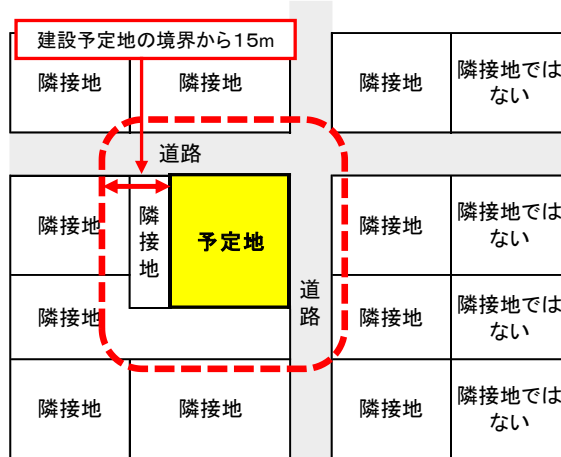
土地・建物については、関係法上等**支障がないか等を必ず関係部局等に協議を行い**、応募様式10-2「事業所開設予定地・建物の状況」に記載してください。

隣接地権者、地域住民等について

① 隣接地の基本的な考え方

- 日照やプライバシー等を考慮し、基本的に建設予定地の境界から 15m以内の範囲にある土地を隣接地とします<図1>

<図1>

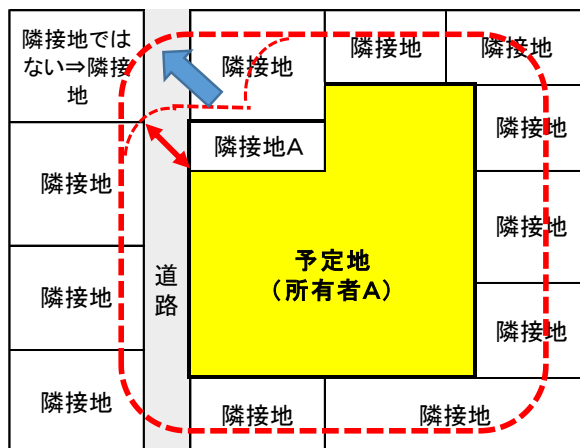


※建設予定地の所有者と隣接地の所有者は、別の者である。

② 建設予定地の所有者と建設予定地に接する土地(今後分筆する場合を含む)の所有者が同一の者である場合の考え方

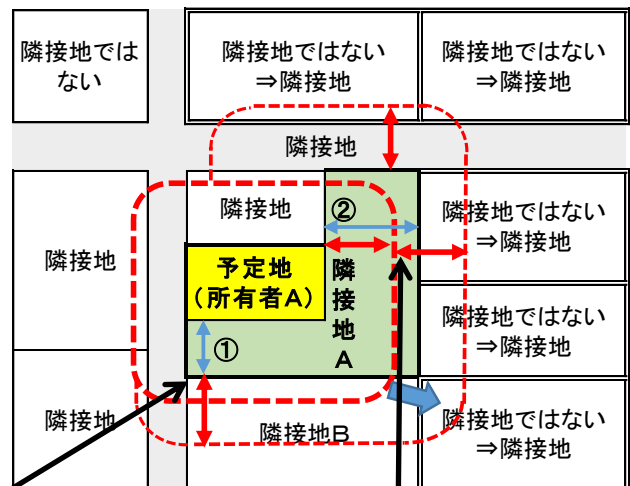
- 建設予定地に接する同一所有者の土地であって、建設予定地の境界から 15m以内の範囲にあるものについては、建設予定地と一体のものとして捉えて、建設予定地の隣接地を判断します<図2~4>

<図2: 一体とみなす場合>



※予定地と隣接地Aが同一所有者の場合

<図3: 一体とみなす場合>

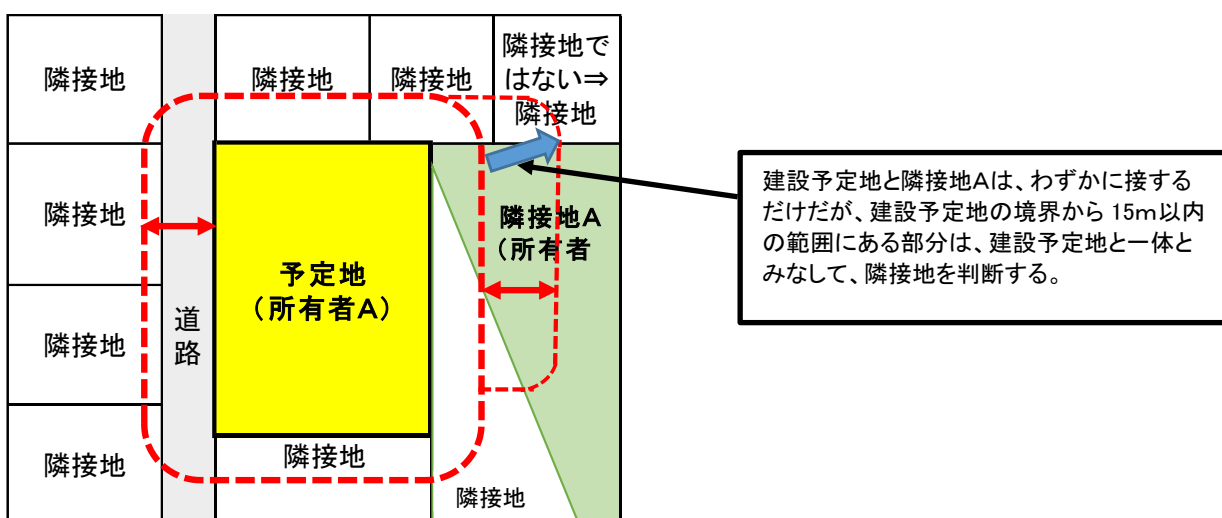


※予定地と隣接地Aが同一所有者
 ・①の距離10mの場合
 ・②の距離20mの場合

建設予定地の境界から 15mの幅がない場合
 ①は、隣接地Bとの境界から 15mのラインで隣接地を判断する。

建設予定地の境界から 15m以上の幅がある場合
 ②は、予定地と隣接地Aとの境界から 15mのラインを起点とし、そこから 15mで隣接地を判断する。

〈図4：一体とみなす場合〉



※予定地と隣接地Aが同一所有者の場合

5-4 建物設備・建設工事について

- ① 提出する見積書は設計業者によるものとします。
補助金の交付を受ける建設工事は、補助事業となるため、福津市が行う公共工事の取り扱いに準じて行ってください。

「福津市が行う公共工事の取り扱い」については、具体的には下記のとおりです。

- 契約方法は、競争入札としてください。
- 市の補助金を活用した事業であることから地域活性化、地場企業育成の観点から指名業者は、できる限り福津市内の登録業者（建築一式で第 1 登録をしているもの、福津市ホームページで確認可能）を含めて選定してください。
- 指名競争入札を行う場合、できる限り福津市指名競争入札参加者選定規定に準じた数の業者数を選定してください。
- 歩切(※)は行わないこととしてください。

※歩切・・・『適切な精算に基づく設計書金額の一部を控除する行為』

⇒市場の実勢等を的確に反映した精算を行うことにより算定した設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を予定価格設定段階で控除する行為

- ② 建物の図面については、関係法令等への適合について関係部署に確認するとともに、事業運営を開始した際に建物を使用することとなる現場職員(介護職員・看護職員)の意見を踏まえて作成したものを提出してください。

5-5 地域住民等への説明について

- ① 事業運営のためにも地域住民等との連携が必要ですが、建物を新築・増改築する場合は、工事を行うことに関しても事前に了承を得られるようにしておく必要があります。

開設予定地の近隣地域住民(自治会を単位とします)には、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と該当する自治会長の承諾書を提出してください。

隣接地権者については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出してください。なお、隣接地権者の範囲は、道路や水路等を隔てた地権者も含まれます。

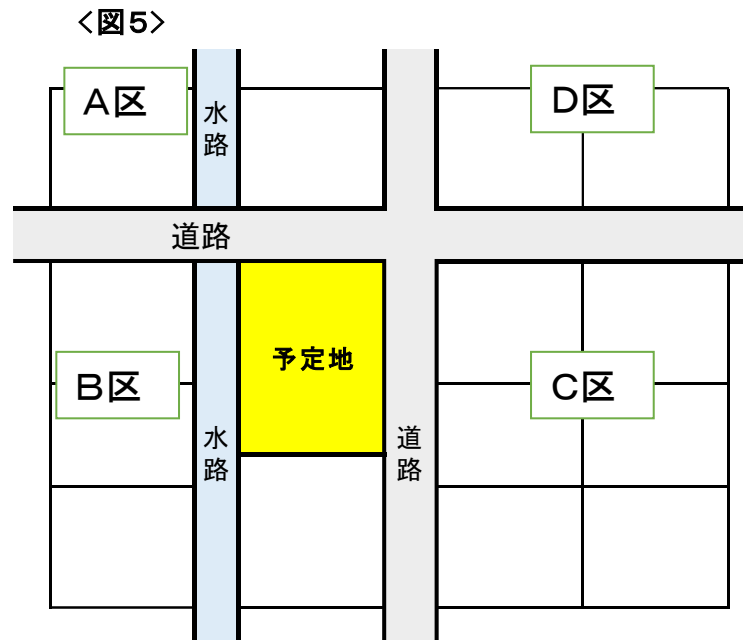
【留意事項】

地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し、協力が得られる状態であることが重要です。法人の責任において誠意をもって対応し、信頼関係の構築に努めてください。

※地域密着型サービスは、まだなじみの浅い地域も多いため、サービス内容や事業所の概要、人や車の出入り等、開所後の状況等の説明を行うことも必要です。

- ② 建設予定地が所在する自治会等の住民に対して、事業計画の説明を行うこととしてください。その上で、「自治会・町内会等への説明経過」及び住民説明会の議事録を作成し、自治会長等の同意を得てください。

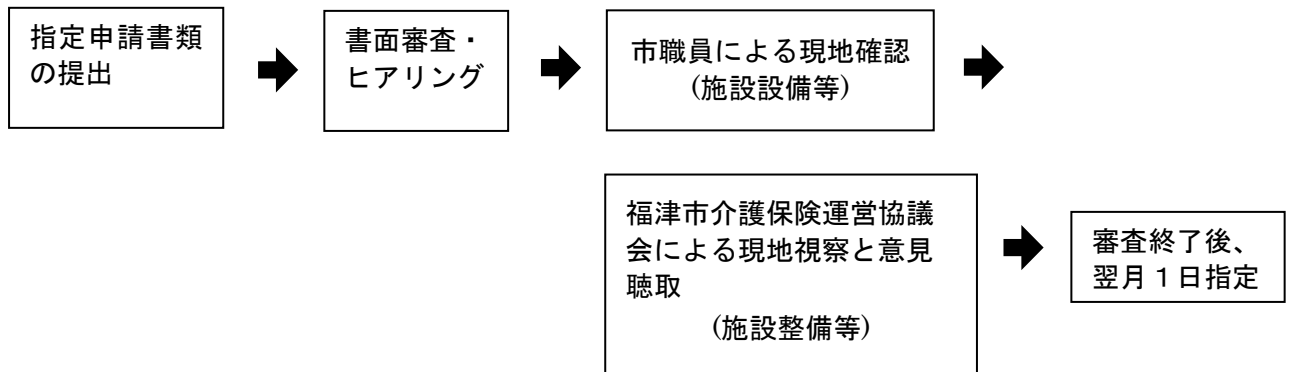
なお、<図5>のように建設予定地が行政区の境界付近にある場合には、建設予定地が所在するB区に隣接するA区、C区、D区の住民に対しても説明を行ってください。



※予定地はB区に属する。

5-6 介護保険法に基づく指定について

選考委員会で選定された事業予定者に対しては、次の手順で指定手続きを行います。
介護保険法に基づく指定申請は、事業開始予定の2カ月前に行ってください。



5-7 禁止事項及び欠格事項

① 選考委員会審査の前における禁止事項及び欠格事項

選考委員会審査の前に次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。

- 審査等に協力しない場合(ヒアリングの欠席・追加資料提出の拒否等)
- 提出された書類の内容に重大な不備、または虚偽があったと認められる場合
- 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

② 選考委員会で選定された後における禁止事項及び欠格事項

選考委員会で選定された後に、次に該当する場合不適とします。

- 提出された書類の内容に虚偽があったと認められる場合
- 重要な事項(建設場所、施設種別、定員、資金の確保等)の変更があった場合
- その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ①に該当していたことが明らかになった場合

③ 暴力団等との関係における禁止事項及び欠格事項

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、または暴力団員、及び暴力団員と社会的に非難される関係にある場合は、一切応募できません。また、これに違反していることが判明した場合は、不適とします。

5-8 整備基準等

下記の基準に従ってください。

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号)
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号)
- ③ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号)
- ④ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)
- ⑤ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号)
- ⑥ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号)
- ⑦ その他福津市条例等関係基準

上記に掲げる基準等以外に必要とされる以下の関係法令等に従ってください。

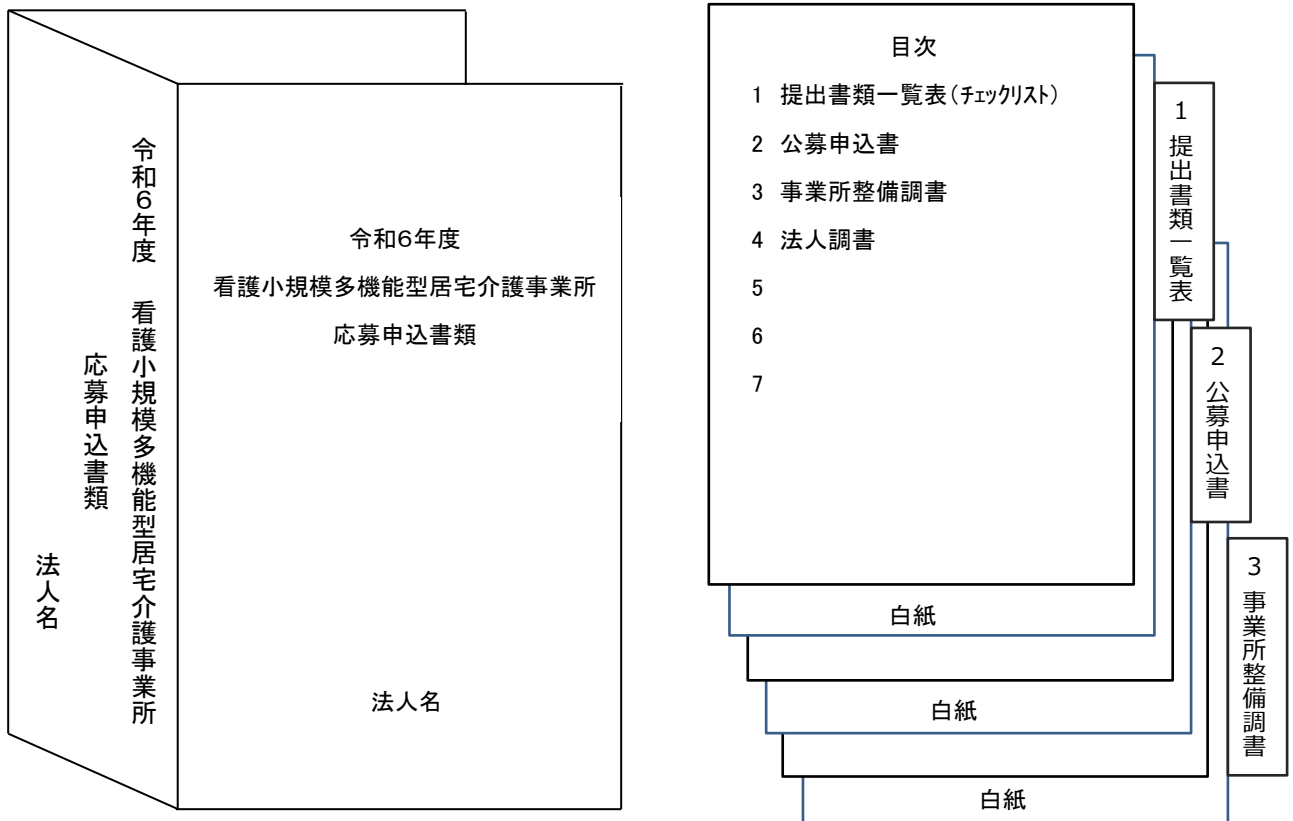
- ① 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- ② 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- ③ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- ④ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- ⑤ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- ⑥ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ⑦ その他関係法令及び福津市条例等

※景観条例や地区計画等にも適合するよう、必ず関係部署に確認をすること。

5-9 提出書類の体裁

- ① 応募書類は、原則A4判で作成し、図面などのA3判は折りたたんでください。
- ② 提出書類は、A4ファイル(ポケットファイル不可)に調製してください。
- ③ ファイルには法人名、整備事業名がわかるように表紙、背表紙を付けてください。
- ④ 全体の目次を付けて、応募書類ごとに仕切紙(白紙の表紙)を付け、各仕切にインデックスを付けてください(インデックスには番号のみでなく、「提出書類一覧表」の項目名まで記載)。

書類の体裁は、次のように整えてください。



5-10 応募手続きと提出書類

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ② 提出書類に不備、不足等がある場合は、受理できませんので、一旦返却させていただきます。また、市が一旦受理した書類については、明らかな過誤や軽微な修正の場合を除き、内容の変更は認められません。
- ③ 提出書類の内容を確認するため、追加資料等の提出を求める場合があります。
- ④ 応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれ応募団体に帰属します。
- ⑤ 応募書類の提出に要する経費は、選定結果に関わらず、すべて応募者の負担となります。
- ⑥ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

5-11 その他の留意事項

1. 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事情で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者の署名、法人印の押印のある辞退届を提出してください(様式は、任意)。

2. 選定後の辞退について

事業予定者として選定された後に辞退する場合は、市に対しての説明を求めるとともに、辞退理由については、公表します。

予定事業者として選定された後に辞退することは、本市の計画に大きな支障を来すこととなるため、応募に際しては、このようなことのないよう確実に事業が実施できる見込みを持って応募してください。

6. 問い合わせ及び書類の提出先

6-1 問い合わせ

公募に関する問い合わせは、E-mail またはFAX(別添様式13「地域密着型サービス事業公募に係る質問票」)で受け付けます。電話や口頭での受付は行いません。

質問内容(質問事業者名を除く)及び回答は、市のホームページ上に掲載します。

質問の受付期限：令和6年6月10日(月) 17:00 厳守

※ 公募に関する応募状況、審査状況については回答できません。

■ FAX : 0940 (34) 3881

■ E-mail : koreisha@city.fukutsu.lg.jp

※ 提出書類様式のデータは、市ホームページからダウンロードが可能です。

6-2 書類の提出先

提出書類は、福津市役所高齢者サービス課に持参してください。

※ 郵送での受付はできません。

福津市中央1丁目1番1号

福津市役所 本館1階

健康福祉部 高齢者サービス課 介護事業所指導係 (林田・岡本)

電話:0940(43)8191[直通]

参考 1 (事業所整備の評価基準<審査の着眼点>)

1. 基本項目 関係法令等に適応しているかどうかを審査する項目 (必須条件)

(1) 事業所開設者 (法人) に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
共通事項	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第 780 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しないこと。
	本市が定める指定条件	<u>法人に</u> 国税・都道府県税・市町村税の滞納がないこと。 <u>その代表者に</u> 市税等の滞納がないこと。
既存法人	法人が運営する既存事業所の運営状況	法人が経営する事業所に対し、過去 5 年以内に指導・監査が行われた場合に指摘事項を改善していること。 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に対応し、速やかに返還していること。
	事業経営の実績	適切かつ安定した事業経営の実績があること。

(2) 事業所整備の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	事業所整備の資金確保が確実であること。また、運転資金は年間事業費の 12 分の 3 以上の自己資金を確実に確保できること。
	償還計画を含めた収支計画	償還計画を含めた収支計画が適正であること。
土地・建物	土地・建物の確保	土地・建物は、自己所有、または賃貸契約書等で確実に確保できることが確認できること。 ※賃借の場合は相当長期間の賃借が可能であること。 ※補助金の活用を検討する場合は、地上権または賃借権の設定を行うこと (応募時点で設定している必要はない)。
	土地・建物の各種法令等適合	土地が、土砂災害区域等に指定されていない等、各種法令等に適合していること。 建物が建築基準法、消防法、市の条例等、各種法令等に適合していること。 建物が、宿泊室等の面積や必要な設備の有無等が、介護保険上の基準を満たしていること。
地域との関係	地域住民に対する説明	地域住民 (自治会を単位) に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること。
	隣接地権者に対する説明	隣接地権者に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること。
その他	事業所整備における支障	上記のほか、事業所整備にあたり支障がないこと。

2. 評価項目 審査において評価される項目

(1) 基本方針・運営方針に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
基本方針	応募理由	福津市の状況をどのように捉えており、その上でどのような考えで応募に至ったか、 看護小規模多機能型居宅介護としてどのように運営していきたいか等 、本公募に応募した理由
	法人等の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念
	事業所の基本方針	経営理念を具体化した事業所運営の基本方針
運営方針	利用者への情報提供・情報公開	利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人一人への個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスを提供しつづけるための基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	医療機関等との連携に関する考え方	協力医療機関・歯科医療機関や介護老人福祉施設等のバックアップ施設が確保できることが確実であること。 緊急時の医療連携体制、主治医との連携の具体的な方策
	職員の育成・職場環境の向上策	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくり等基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策、 ハラスメント対策(カスタマーハラスメントを含む)
利用者保護対策	利用者の尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止等尊厳の保持について基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	苦情解決の仕組み	さまざまな苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	事故発生時の対応	誤嚥や転倒等、日常的な事故防止や発生時の対応、再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の予防策、また感染症や食中毒等発生時の対応、再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	非常災害対策	火災や天災等非常災害時等の危機管理に関する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策

(つづき)

地域密着型としての将来を見据えた方針	地域密着型としての地域との連携	地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、地域社会に溶け込む工夫等、地域密着型としての地域連携について基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	住み慣れた地域での生活支援（併設サービス等）	併設事業（指定居宅サービス事業等）、その他独自の取り組み等、住み慣れた地域での生活を支援する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取り組み等、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
その他	事業計画の具体性・実現性と継続性	事業計画を確実に実現し継続するための整合性

(2) 事業所の特徴に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
事業所の特徴	立地場所	地域住民との交流の機会が確保される地域であることや公共交通の利便性等
	立地面での特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性等周辺環境・敷地の状況等
	事業所のハード面での特徴	事業所としての空間や将来を見据えた創意工夫のある設計等の特徴
	その他創意工夫や取り組みの特徴	ハード・ソフト面に限らず、先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方等の特徴

参考 2 (人員基準・設備基準・運営基準)

【 看護小規模多機能型居宅介護 】

要介護者について、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

事業者は、自らその評価を行うとともに、定期的に外部による評価を受けて公表し、常にその改善を図ることが求められています。(※第三者外部評価)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(18.3.14 厚生労働省令 34 号)より関係部分抜粋

【人員基準・設備基準】

<p>看護介護従事者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中の通い: 常勤換算方法で、通いの利用者3人に対し、1以上。利用者の数が3、またはその端数を増すごとに1以上。 ● 日中の訪問: 訪問サービスの提供にあたる者を2以上。 ● 夜間及び深夜: 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤職員を1以上及び宿直勤務にあたる者を当該宿直勤務に必要な数以上。 <p>※従業者のうち、<u>1以上の者は常勤の保健師、または看護師</u>でなければならない。</p> <p>※従業者のうち、<u>常勤換算方法で2.5以上</u>の者は、保健師、看護師、准看護師(以下「看護職員」という)でなければならない。</p> <p>※通いサービス及び訪問サービスの提供にあたる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。</p>
<p>介護支援専門員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録者に係る<u>居宅サービス計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置しなければならない。 ● 介護支援専門員は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了した者でなければならない。指定を受ける際には、当該研修を修了していること。 ● 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできる。

<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。 ● 当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等、もしくは当該事業所に併設する基準第 171 条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービス等の職員、または訪問介護員等として、3 年以上認知症高齢者の介護に従事した経験があり、「<u>認知症対応型サービス事業管理者研修</u>」を修了している者、または保健師もしくは看護師であること。 <p>保健師及び看護師である場合</p> <p>※医療機関における看護、訪問看護または訪問指導の業務に従事した経験のある者とする。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましいこと。</p> <p>※管理者としてふさわしいと認められる者であって、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 14 条第 3 項の規定により、保健師または看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後 2 年を経過しない者に該当しない者であることが必要。</p>
<p>代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、または訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験、もしくは保健医療サービス、もしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、「<u>認知症対応型サービス事業開設者研修</u>」を修了している者、または保健師もしくは看護師であること。

【設備基準】

事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品等を備えなければならない(基準第 175 条)。
	<ul style="list-style-type: none"> ●登録定員:29 人以下 ※登録定員等の関係は、2 ページ参照
	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊室の定員:1 人(利用者の処遇上必要な場合は 2 人)
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ●スプリンクラー設備の設置
	<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路の確保
宿泊室	<p>イ:1の宿泊室の定員は、1 人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。</p> <p>ロ:1の宿泊室の床面積は、<u>7.43㎡(和室であれば4.5畳)以上</u>としなければならない。当該事業所が病院、または診療所である場合であり、定員が1人である宿泊室の面積は、6.4㎡以上とすることができる。</p> <p>ハ:イ及びロを満たす宿泊室(個室)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、<u>おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上</u>とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p>
居間・食堂	<ul style="list-style-type: none"> ●居間・食堂は、同一の場所とできる。その場合でも、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。 ●広さは、原則として利用者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。 ●基準第 174 条第 2 項第 1 号の規定により、通いサービスの利用定員を、15 人を超えて定める場合、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1 人あたり 3 ㎡以上)を確保することが必要であること。
事業所の立地	<ul style="list-style-type: none"> ●家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

【運営基準】 ※抜粋

サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ●提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。
利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ●利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額 ●食事の提供に要する費用 ●宿泊に要する費用 ●おむつ代 ●日常生活において必要となる費用
主治の医師との関係	<ul style="list-style-type: none"> ●常勤の保健師または看護師は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ●看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ●主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供にあたって主治医との密接な連携を図らなければならない。
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員は居宅介護サービスの計画の作成にあたり、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うこと。
看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させること。
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたり、看護師等と密接な連携を図りつつ、行わなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたり、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。
	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員は、利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、目標達成のための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者、またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ●介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。
介護等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 ●利用者に対し、利用者の負担により、利用者の居宅または当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ●事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と当該事業所の従業者が共同で行うよう努めるものとする。
社会生活上の便宜の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 ●利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ●常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ●登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。
業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。 ●従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 ●定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ●非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 ●訓練は、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。 ●当該事業所において、感染症が発生し、またはまん延しないように次の措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。 2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を 4. 定期的実施すること。
協力医療機関等	<ul style="list-style-type: none"> ●主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 ●あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ●提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ●苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ●市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。市町村からの求めがあった場合、改善の内容を市町村に報告しなければならない。
地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ●おおむね2月に1回以上、通いサービス・宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ●事故の状況及び事故に際して採った処置は、記録しなければならない。 ●賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待の発生、その再発を防止するための次の措置を講じなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、当該事業所従業者に周知徹底を図ること。 2. 虐待防止のための指針を整備すること。 3. 当該事業所従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。また、研修を適切に実施するための担当者を配置すること。

福津市高齢者サービス課